

センターニュース きらめく

NO. 113 1月号

北海道消費者教育
PR キャラクター
「かしこしか」



くらしに役立つ生活情報
北海道立消費生活センター

主な内容

高橋知事年頭ごあいさつ	2	食品ロス削減 宴会では食べきろう! ...	4
センターをご活用ください!	2	電話で勧誘を受け...小売電力の契約は	
生活の工夫で灯油も節約	3	解約できる?	5
液体ミルク、今春から販売	3	自転車用ライトのテスト	6、7
ネットの警告、ニセものでは?	4	来年度もくらしのセミナー	8

年頭ごあいさつ



北海道知事
高橋 はるみ

明けましておめでとうございます。皆様とともに新しい年を迎えられたことを大変うれしく思います。

昨年を振り返りますと、自然災害が相次ぎ、特に9月の北海道胆振東部地震では多くの尊い命が失われ、また、家屋の倒壊や道内全域での停電によるライフラインの寸断などにより、道民の暮らしに大きな影響が生じました。

一方で、北海道命名150年の節目を迎え、道民・企業・団体の皆様と様々な企画を展開し、多くの方々に本道の礎を築かれた先人の偉業を振り返り、未来を展望していただく機会とすることができ、さらに民族共生象徴空間の愛称「ウポポイ」の決定や新たな北海道遺

産の選定が行われるなど、本道が誇る歴史や文化が一層注目された一年でした。

今年は、本道が本来の元気を取り戻し、更なる発展を目指していく大切な年となります。人口減少という最重要課題への対応はもとより、産業の活性化や安全・安心な暮らしを支える基盤づくりを進めながら、本道の魅力と価値を世界に発信してまいります。

消費生活の分野では、「第2次北海道消費生活基本計画」に基づき、若年者に対する消費者教育をはじめ、高齢者の皆様が被害に遭われないための取組を重点的に推進するとともに、商品等の表示の適正化や悪質事業者に対する厳正な行政措置を行うなど、消費者の皆様の視点に立った消費者行政を推進し、道民の皆様とともに健全で豊かな消費生活の実現を目指してまいります。

この一年が、皆様にとりまして、希望に満ちた年となりますよう心からお祈り申し上げ、新年のご挨拶といたします。



センターを ご活用ください!

所長 畠山京子

新年あけましておめでとうございます。

道立消費生活センターは、消費生活相談や商品テスト、消費者教育啓発などを行っています。

悪質商法による契約トラブルや、架空請求、

不当請求などの詐欺的トラブルが後を絶ちません。今秋には消費税が増税される予定で、消費生活を巡っては今年もさまざまなことが予想されます。

当センターでは各世代に対応した講座などのメニューを用意しています。消費者被害に遭わないためには、消費者力をアップさせることが肝心。今年も学びの場として、当センターをご活用ください。



着色料の実験を行う学生たち

節電しましょう!

今冬も国から北海道に対し、3月末まで数値目標の伴わない節電要請がありました。

無理のない範囲内で節電に努めましょう。



生活の工夫で 灯油も節約

今冬、灯油価格が1ℓ100 円台にまで高騰しました。ようやく値下がり傾向にありますが、まだまだ寒い日が続きます。家族みんなで節約して乗り切りましょう。北海道経済産業局が発行している小冊子「実践!おうちで省エネ」より、灯油の主な節約方法を紹介します。

【暖房】

- ・暖房機の室温設定は 20 度、運転時間を 1 日 1 時間短縮する。フィルターなどの手入れは定期的に行う
- ・カーディガンやひざかけ、ソックスなどを活用する
- ・カーテンは天井から床までのものを使用する



- ・加湿器を併用すると体感温度が上がる

【給湯器】

- ・食器洗いのときは低温に設定。省エネ型の製品を選ぶ

【お風呂】

- ・入浴はみんなで徐々に
- ・シャワーは流しっぱなしにしない

【ロードヒーティング】

- ・自動運転から手動運転にする
- ・予熱運転を遅延運転にする

液体ミルク、今春から販売 災害時にも活用

乳幼児用の液体ミルクが今春から販売されることになりました。成分は母乳に近く、封を開けたら常温のまますぐに飲ませることが



できるため育児負担の軽減につながるほか、常温での保存が利くので災害時にも役立ちそうです。

日本ではこれまで乳等省令において、乳幼児用の乳製品は粉乳に限定されていましたが、昨年8月に改正され、液体ミルクの国内販売が解禁となりました。

粉ミルクの場合、ほ乳瓶を煮沸消毒して粉ミルクの分量をはかり、お湯で溶かしてから適温まで冷ますといった手間がかかっていました。液体ミルクの場合、ほ乳瓶が必要ない商品もあり、お湯を持ち歩かなくてもよいので外出にも便利です。また、水も必要なく、常温で半年から1年と長期間保存ができるので、災害時の備蓄品としてすでに購入を決めている自治体もあります。

ただし、開封後は飲みきらなければならず、飲み残しが生じることや、価格は粉ミルクよりも割高というデメリットもあります。

「太陽電池とLED」 1月8日に体験学習講座

当センターは、親子体験学習講座を1月8日午前 10 時から「くらしの教室」で開催します。道内に居住する小学校3年生から6年生で、先着 30 人（保護者を含む）。

テーマは「冬休みに☀️ 太陽電池と LED を学ぼう」。太陽電池と LED の仕組みを通じて省エネやエコロジーについて学び、実

際に太陽電池と LED ランプを使ったソーラーライトを作成します。受講料は 800 円（材料費）。事前申し込みは電話か FAX、Eメールで、教育啓発グループへ。

☎ 011-221-0110 FAX 011-221-4210

Eメール：hokkaido@do-syouhi-c.jp

電話申し込み以外の方には受講決定をお知らせするので、講座名と受講される方の名前、居住地のほかに、FAX 番号、またはメールアドレスを記載してください。

ネットの警告、ニセものでは？ 慌てて契約しないこと！

インターネットを使用中に突然「ウイルスに感染している」などの警告画面が表示され、不安になって慌ててセキュリティソフトやサポート契約をしてしまったところ、実際にはニセの警告画面だったというトラブルが多発しています。独立行政法人国民生活センターは、警告画面が表示されてもうのみにせず、慌てて連絡や契約をしないよう注意を呼び掛けています。

表示された警告画面がニセの表示と考えられる場合は画面を閉じ、ニセかどうかの判断がつかない場合は独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口へ相談しましょう。セキュリティソフト等を契約し、インストールしてしまった場合や、警告画面が消えない場合の処理方法についても、



IPA のホームページを参考に
するか、窓口へ
相談してください。

セキュリティ
ソフト等の解約
の方法が分から

ない、解約ができないなど、不安に思うことやトラブルが生じた場合は、最寄りの消費生活窓口へ。

「警察官」「息子」「役所職員」 かたる「詐欺」電話に注意！

道内各地で警察官や息子、役所職員を名乗る、詐欺と思われる電話が相次いでおり、北海道警察は注意を呼び掛けています。

息子を名乗り「女の人を妊娠させ示談金が必要」、警察官を名乗り「詐欺グループを捕まえた。あなたの個人情報漏れ、キャッシュカードや通帳が悪用される可能性があるので受け取りに行く」、役所職員を名乗り「ATMで保険料を還付する」などという不審な電話には十分注意してください。

相手が息子などの親族、警察官や役所の職員を名乗っていても、「お金」に関する電話は詐欺を疑い、決して一人で判断せず、警察相談電話（#9110）へ連絡してください。

また、「会員登録の未納料金が発生している」といった不審なショートメールも相次いでいます。大手の会社を名乗っていても、身に覚えのない料金請求メールがきたら、注意してください。

食品ロス削減 宴会では食べきろう！

食べ残しなどの「食品ロス」は、国の推計では全国で年間 646 万トに及び、国民1人が毎日茶碗

1杯分のご飯を捨てている計算になります。食品ロス削減のため、北海道は平成 28 年から「どさんこ愛食食べきり運動」を



展開しています。特に年末年始（12 月～1 月）は「宴会時の食べきりキャンペーン」として、以下のように協力を呼び掛けています。詳細はホームページを参照ください。

【宴会5箇条】

1. まずは、適量注文
2. 幹事さんから「おいしく食べきろう！」の声かけ
3. 席を立たずにしっかり食べきる「食べきりタイム！」
4. 食べきれない料理は仲間でシェア
5. 目指すは完食!! でも食べ過ぎ注意。ゴミと身体のダイエット

消費生活相談

困ったときは…相談専用電話へ
☎050-7505-0999

電話で勧誘を受け…

小売電力の契約は 解約できる？

Q1 昨日、契約先の大手電力会社を名乗る電話があり、「電気料金が安くなる」「検針の紙はあるか」と言われたので、検針票に記載されている内容を聞かれるままに読み上げたところ、「契約が成立しました。メーターを取り替えに行きます」と言われた。話を聞くうちに大手電力会社からの勧誘ではないことが分かり、断った。きちんと伝わっているか心配だ。

(60代 女性)

Q2 通信事業者から「セットで契約すれば、ネット接続プランと電力の月額料金が安くなる」と電話があり、契約した。5日前に設定を終え、契約書面も交付されたが、契約期間に縛りがあり、期間内に解約すると解約料がかかることが初めて分かったのでやめたい。

(40代 女性)



A 平成28年4月から電力の小売が自由化され、ガス会社や通信会社などが新規参入しています。

訪問販売や電話勧誘販売で小売電力を契約した場合、特定商取引法(特商法)が適用され、事業者には勧誘に先立ち、販売目的を告げることや法律で定められた事項を記載した契約書面の交付が義務付けられています。消費者は書面が届いてから8日間はクーリング・オフができます。

Q1の場合、相談者は契約してすぐに断っていることから、まずは電話で確認するよう伝えました。その後、相談者から解約になっていたと連絡があり、終了しました。

Q2の場合も小売電力については電話勧誘販売なので特商法のクーリング・オフが可能です。また、ネット接続については電気通信事業法の初期契約解除制度が適用されるため解約はできますが、利用した料金と、上限額までの事務手数料等は請求されることになります。相談者には以上を伝え、ハガキに必要事項を記載した解約通知を簡易書留等で送付するよう助言しました。

なお、「安くなる」としか説明されておらず、提供条件等の説明が不十分であることから、ネット接続についての手数料等の請求に納得がいかない場合は、当センターが間に入り、交渉をすることも可能と伝えました。

その後、相談者から連絡があり、事業者に電話で解約したいと伝えたところ、電力とネット接続についても一切の負担なしで解約を受けると言われた旨、報告がありました。解約書面はいらないとのことでしたが、念のため書面を送付するよう伝えて終了しました。

さまざまな勧誘トークに注意!

消費者が自由に電力を選べるようになりましたが、切り替えない場合は、今まで通りの電気が供給されるので、心配はいりません。

「今のままだと電気が使えなくなる」と契約を急かす事業者や、電力の自由化に便乗し、「新たな機器の契約が必要」などと勧誘する事業者には注意し、必要な契約かどうかよく確認しましょう。

トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

夜間は自転車の前照灯をつけて ～乾電池式、充電式、ダイナモ式の比較～

国内の自転車保有台数は年々増加傾向にあり、中でもスポーツタイプの自転車の増加が著しいですが、このタイプの自転車には前照灯がついていないものが多く、夜間走行する場合は別途購入する必要があります。最近は LED 仕様のものが大半となり、JIS にも追加されました。そこで LED 仕様の乾電池式、充電式、ダイナモ（発電機）式を比較し、消費者に情報提供します。

テスト品目

- ・乾電池式 LED ライト : 3 銘柄 (No.1 ~ 3)
- ・充電式 LED ライト : 3 銘柄 (No.4 ~ 6)
- ・ダイナモ式 LED ライト : 2 銘柄 (No.7、8)
- ・参考品: ダイナモ式電球ライト

※ダイナモ式とはタイヤの回転で発電させる方式

テスト結果

○照度

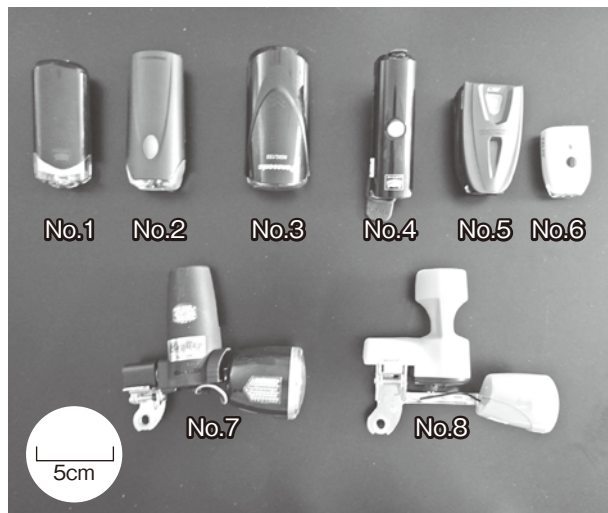
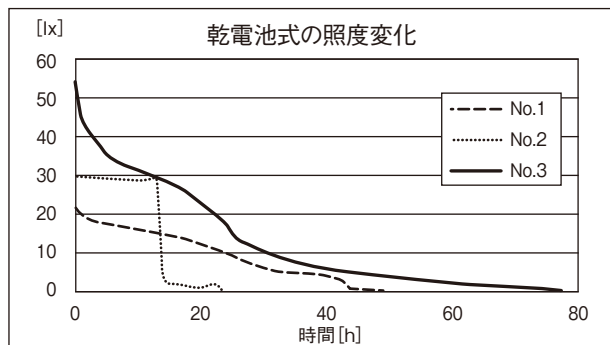
5m 離れた垂直な壁に照射させ、そのときの照度を測定しました。

最大照度は、乾電池式は 25.8 (No.1) ~ 55.6lx (No.3) でした。充電式は 3.0 (No.6) ~ 209.3lx (No.4) でした。ダイナモ式は 37.2lx (No.7)、102.2lx (No.8) でした。

※ダイナモ式は走行速度 15km/h のときの照度です。

○照度保持時間及び照度変化

照度保持時間は、照度を保てる時間のことで、乾電池式で 13.7 (No.2) ~ 60.0 時間 (No.3)、充電式 1.5 (No.5) ~ 4.1 時間 (No.6) でした。



なお、No.2、4、5、6 は照度の切替えができ、照度を小さくするほど点灯時間が延びました。

乾電池式、充電式それぞれの時間経過による照度変化はグラフのようになりました。

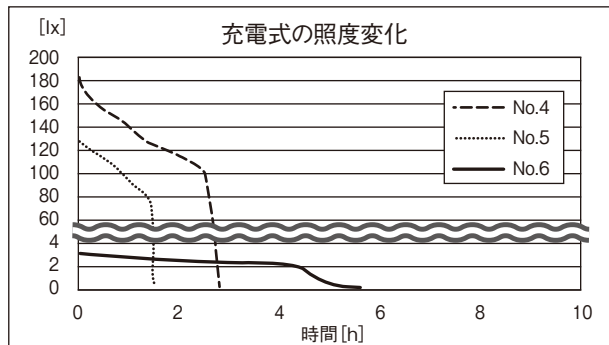
○路面照射範囲と視認性

ランプ角度を下向きに 5m 前方の路面上を最も照射するように調整した場合、路面状況の確認しやすさは銘柄によって差がありました。

歩行者からの視認性については、全銘柄とも歩行者から容易に確認することができました。

○充電式の充電容量と充電時間

No.4 の充電容量は 2,355mAh (表示: 2,200mAh)、充電時間は 5 時間 51 分 (表示: 約 6 時間) でした。No.5 の充電容量は 1,266mAh (表示: 1,200mAh)、充電時間は 3 時間 42 分 (表示: 約 3 時間) でした。No.6 の充電容量は 868mAh (表示なし)、充電時間は 4 時間 5 分 (表示: 約 3 時間) でした。



●テスト品一覧

分類	No.	商品名、型式	表示者名	電池	テスト結果		税込み 価格 (円)
					最大照度 (lx)	照度保持時間 (h)	
乾電池式	1	HL-EL140	キャットアイ	アルカリ 単三×2本	25.8	43.0	1,750
	2	バッテリーライト1000 HL-SP5	ブリヂストンサイクル	アルカリ 単三×2本	31.7	13.7	1,560
	3	ワイドパワーLEDスポーツライト NSKL133-B	パナソニックサイクルテック	アルカリ 単三×3本	55.6	60.0	2,860
充電式	4	VOLT 400XC HL-EL070RC	キャットアイ	リチウム (内蔵)	209.3	2.5	4,560
	5	LED Bike Light AX7 AX-007GR	ジェントス	リチウム (内蔵)	137.0	1.5	3,370
	6	COLON PL-C3USB	リンエイ	リチウム (内蔵)	3.0	4.1	1,070
ダイナモ式	7	MagBoy自転車用発電ランプ MKS-2-BK	丸善電機産業	—	37.2	—	1,310
	8	LEDワイドダイナモランプ BD-L3	BRIDGESTONE	—	102.2	—	1,450

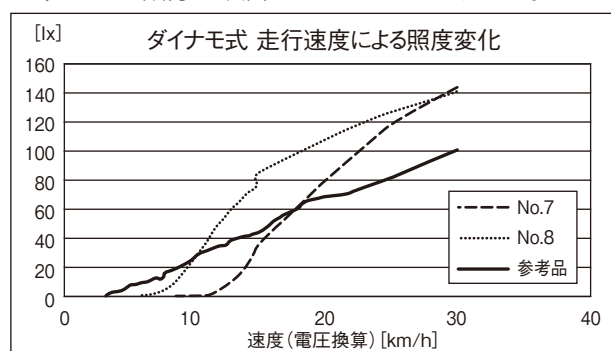
※最大照度、照度保持時間について、モード切替がある場合はhiモードでの値

○ダイナモ式の走行速度に対する照度変化

いずれの銘柄も速度に比例して照度も大きくなりました。

○ダイナモ式の連続運転特性

連続運転特性とは、自転車を 30km/h で走行させた状態（通常の使用よりも負荷が大きい状態）で 30 分間点灯させた時の特性です。いずれの銘柄も故障はありませんでした。



まとめ

- ・JIS の前照灯の基準を参考にした場合、全銘柄中 No.6 以外は基準照度 (16lx) を満たしていました。
- ・乾電池式は照度を長時間保持することができました。
- ・充電式は乾電池式に比べ照度が大きく点灯時間が短い傾向にありました。
- ・ダイナモ式は自転車の走行により発電でき、速度に比例して照度が大きくなりました。

消費者へのアドバイス

- ・夜間走行する場合には、前照灯を点灯しましょう。JIS ではライトの色は白色か淡黄色と

されています。また、北海道の道路交通法施行細則では夜間前方 10m 先にあるものを確認できる明るさが必要です。

・自転車用ライトとして市販されているものの中には照度が小さく、前方路面が確認しづらいものがあります。夜間走行する場合には、広い範囲を明るく照らすライトを使用するようにしましょう。

・前照灯の取り付け角度は、前方路面上を最も照射するように水平よりやや下向きに調整しましょう。特に乾電池式や充電式は、ハンドルバーなどダイナモ式に比べ高い位置に取り付ける場合が多いため、取り付け角度に注意しましょう。

・前照灯の点滅モードのみでの夜間走行は北海道では認められていません。点滅モードは、点灯させた前照灯と併用するなど補助的に使用しましょう。

・乾電池式や充電式はバッテリー切れのおそれがあるため、乾電池式は予備の電池を携帯し、充電式は十分に充電しましょう。

・乾電池式の場合、照度が著しく低下した後も点灯し続けます。暗くなったと感じた場合は早めに新しい乾電池に交換しましょう。

・安全のため前照灯以外にも車輪のスPOーク等に反射器材を取り付けるようにしましょう。

・ダイナモ式はタイヤの回転を利用して発電するので、走行時にペダルが重くなります。電池方式はペダルの重さには関係ありませんが、電池交換や充電する手間がかかります。用途に合わせたライトを選択しましょう。

タイムリーなテーマで 来年度もくらしのセミナー

当センターはその時々タイムリーなテーマを取り上げて、分かりやすく解説する「くらしのセミナー」を平成 30 年度も5月から 12 月まで開催しました。

11 月は「血糖値スパイクが危ない!～糖尿病・心筋梗塞の新たな対策を知る～」と題して、医師の伊藤博史氏が講演しました。糖尿病発症のメカニズムを分かりやすく解説した後、糖尿病予備群は食後急激に血糖値が上がり、速やかに下がる「血糖値スパイク」の現象が起き、それを防ぐためには「血糖値の上昇が緩やかな低GI食品を取るようにし、炭水化物を最後に取る食事がよい」などとアドバイスしました。

12 月は「これで安心!契約の心得～最近の悪質商法と契約トラブルの現状～」がテーマ。講師は当センターの坂井千映主任消費生活相



12 月のセミナーの様子

談員。架空請求や通信販売による定期購入、訪問販売で契約した新聞など、最近の消費生活相談事例を紹介し、被害に遭わないためには「訪問販売お断りのステッカーをはる」「簡単にドアを開けない」など、注意を呼び掛けました。

来年度も引き続き実施の予定です。受講料無料。申し込み、問い合わせは教育啓発グループ（☎011-221-0110）へ。

見学しませんか



繊維の実験に取り組む学生たち

当センターには食品の成分や製品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示ホールがあり、随時、見学を受け付けています。

平成 29 年度は大学や専門学校、町内会、自治会、消費者団体、自治体職員など約 430 人が訪れ、悪質商法や特殊詐欺の手口を知るミニ講座に耳を傾け、食品の着色料や糖分、繊維などの簡易実験に取り組みました。

利用は無料、2 名以上で要予約。講座の内容等については相談に応じます。

申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



北海道立消費生活センター

検索